

## 新築

## 建築内容証明書（工事完了前ポイント発行用）

※工事完了前ポイント発行申請時に提出してください。

省エネ住宅ポイント事務局 宛

以下のとおり、省エネ住宅ポイントの対象となる住宅の建築工事を行うことを証明します。

平成 27 年 3 月 20 日

建築工事の請負者

建設業許可

 国土交通大臣

(般22) 第 ( 43XX ) 号

 ( ) 知事

事業者名 株式会社 住宅工務店

株式会社  
住宅工務店

代表者名 住宅 建夫

所在地 〒100-000× 東京都中央区〇〇町10-10第三ビル101

電話 03 - 1222 - ××××

建築工事の発注者

注文住宅の場合は以下をチェックし、  
記入不要 注文住宅であること

宅建築免許

 国土交通大臣

( ) 第 ( ) 号

 ( ) 知事

事業者名

代表者名

所在地 〒

電話 - -

対象となる住宅の 所在地 ※地名地番可	〒 210 - 000× 神奈川県 川崎 〇〇区△△町	
	1203番、1204番	建物名 部屋番号
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 階数( ) ※共同住宅等の場合は、階数も必須	工事請負契約の 締結日 平成 27 年 2 月 1 日 ※平成26年12月27日から平成27年11月30日に工事請負 契約(建築着工以前の変更契約可)が締結された住宅が、 省エネ住宅ポイントの対象となります。
建築着工日 ※根切り工事または基礎杭打ち工事に 着手した日付を記入 ※未着工の場合は予定日を記入	平成 27 年 5 月 1 日 ※平成26年12月27日から平成28年3月31日までに着工した住宅が、 省エネ住宅ポイントの対象となります。	工事完了予定日 平成 27 年 8 月 10 日 ※平成27年2月3日以降に工事完了した住宅が、 省エネ住宅ポイントの対象となります。
住宅の省エネ性能 いずれか1つを選択	<input checked="" type="checkbox"/> ① トップランナー基準相当 <input type="checkbox"/> ② 一次エネルギー消費量等級5 《木造住宅の場合、以下でも可》 <input type="checkbox"/> ③ 一次エネルギー消費量等級4 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 断熱等性能等級4 (平成25年基準相当) <input type="checkbox"/> ⑤ 省エネルギー対策等級4 (平成11年基準相当)	

添付する証明書類を選択してください。

省エネ性能を 証明する書類 (省エネ対象住宅証明書等)	書類名	住宅の省エネ性能				
		①	②	③	④	⑤
	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住宅事業建築主基準に係る適合証 または 住宅省エネラベルの適合証	<input type="checkbox"/>	-	-	-	-
	フラット35S設計検査に関する通知書 および 設計検査申請書(すべての面)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	-
	金利Aプラン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	-
	金利Bプラン	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	設計住宅性能評価書	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証 または 低炭素建築物新築等計画認定通知書	-	<input type="checkbox"/>	-	-	-
	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証 または 長期優良住宅建築等計画認定通知書	-	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

! 国からの補助金(長期優良住宅やゼロ・エネルギー住宅への補助など)を受けて新築している場合、原則として併用はできません。  
本証明書の発行に際してはご注意ください。! 確認済証で新築であることが確認できない場合、追加書類の提出が必要です。  
詳しくは、事務局ホームページの「よくある質問の【新築】対象住宅」をご確認ください。